

生徒心得

(1) 服装に関する規定

A 制服

1. 制服A：本校指定の学ラン・スラックスで、右襟に学年章、左襟に科章。
制服B：本校指定のブレザー・ベスト・スカート又はスラックス・ブラウス・ネクタイ。
2. その他の服装について
 - (1) 靴下は、白・黒・紺を基調としたものを着用する。ただし、式典時は白とする。
 - (2) 防寒用として、セーターの着用を認める。またタイツは黒・紺色のみ許可する。
3. 夏期略装
 - (1) 期間は、6月上旬より10月上旬を目安とする。
 - (2) 制服A：本校指定の開襟半袖シャツ・スラックス。
制服B：本校指定のブラウス・スカート又はスラックス。
4. 中間服
 - (1) 期間は、5月より6月上旬・9月下旬より10月を目安とする。
 - (2) 制服A：本校指定の長袖シャツ・スラックス。
制服B：本校指定のベスト・ブラウス・ネクタイ・スカート又はスラックス。

B 履物

1. 履物は、日常生活において動きやすい靴とする。
2. ケガ等で上記以外の履物を着用する場合は、担任に届ける。

C 通学バック

通学に適したもの。

D 髪型

高校生らしい髪型とする。

(2) 交通安全規定

第1章 総則

[目的]

第1条 この規定は、佐賀工業高等学校における交通安全指導の徹底を期し、交通事故災害の軽減を図ることを目的とする。

[諸規定との関係]

第2条 この規定は、道路交通法に密接に関係づけられるものである。

第2章 交通規定

[自転車]

第3条

- (1) 自転車による通学は、登録ステッカーを貼ること。
- (2) 登校後は、所定の置場に置き、必ず施錠すること。
- (3) 自転車の整備点検を常に行うこと。(特にオートライト・ブレーキ等)
- (4) 列車通学生で自転車を用いる者は、所定の駐輪場に預けること。

※本校では自転車事故増加を受けて、

- ①令和5年4月1日付けで施行された、自転車ヘルメットの努力義務化を推奨しています。
- ②自転車保険への加入を強く推奨しています。

[バイク・車等]

第4条

- (1) 自動二輪免許取得は、全面禁止。
- (2) 原付免許については、原則として禁止。ただし、通学時交通が不便等の特別な理由がある場合のみ審議し、許可することがある。
- (3) 普通免許取得については進路内定後、学校に届けを出し、自動車学校等に予約し、入校することができる。ただし、運転免許試験場での学科試験受検は卒業式以降とする。

(3) 懲戒等規則

社会や学校の秩序を乱したり、生徒としての本分に反した場合は、校長が措置を判断する。

(4) その他

1. 携帯電話等

- (1)校地内においては、電源を切りバッグに保管すること。

2. 外出・早退・異装(制服・靴等)

- (1)外出・早退については、ホーム担任より許可証をもらうこと。
- (2) 異装については、ホーム担任より届出証をもらうこと。

3. アルバイト

- (1) アルバイトは予め届出をし、交付された証明証を携行のうえ行うこと。
- (2) 深夜等は18歳未満は22時～5時の時間帯については、アルバイト不可。
- (3) 学業成績が不振の生徒のアルバイトは好ましくない。

付則

- ・本規定は、令和6年4月1日に改訂。同日より適用する。